

令和 3年 9月24日健康福祉委員会－09月24日（市長質問以外）

◆西 委員 お疲れさまです。通告に基づいて質問をさせていただきます。

ペット霊園の設置等に関する条例について今議会提出をされてますが、これはそもそも平成30年の第1回の大綱質疑で、動物の遺体の処理について非常に曖昧な状態になっていて尊厳が侵されているのではないかという話を申し上げました。当時、担当部署もなく非常に大変な状況の中で皆さん努力をしていただいて、ここまで来たんだというふうに感謝と敬意を申し上げたいと思いますが、この条例制定の背景と趣旨について御説明ください。

◎野田 環境業務課長 現在ペットの火葬・埋葬を行うペット霊園等の設置や管理について法令では規制されておられません。このため他都市では独自に条例を定めて規制しているところがあります。

本市においても、これらペット霊園等について、公衆衛生の確保、施設の利用者の保護及び市民の良好な生活環境の保全に資するため、その設置や適切な管理について必要な事項を定めた本条例を制定することとしたものであります。以上でございます。

◆西 委員 具体的に主な内容について御説明いただけますか。

◎野田 環境業務課長 本条例はペットの墓地、納骨堂、火葬施設またはこれらを併せ持つ施設、すなわちペット霊園を設置する者及び移動火葬車を使用して市内でペットの火葬を行う者を規制の対象としています。

まず、ペット霊園の設置については、市長の許可を必要とし、当該許可の基準として、住環境保全の観点から、住宅からの距離、火葬施設の焼却能力、防音・防臭及び防じん等の設備について定めています。

次に、市内で移動火葬車を使用して火葬を行う者に対しては、市長への届出を行うこととし、移動火葬車の搭載する火葬設備についての基準を設け、基準に適合しない火葬車の使用の制限について定めています。

また、本条例に違反した者に対しましては、必要な措置を講ずるよう勧告できることとし、その後、命令を経て許可の取消し、公表ができるように定めています。以上です。

◆西 委員 非常に全方位穴を埋めながら議論していただいたと思います。本市においても、ペットの御遺体に対する尊厳もしっかり守れるようになっていくと思いますし、また地域住民としてもいろんな安心を確保できるということで、非常に努力をしていただいたということで感謝を申し上げて、この項目を終わりたいと思います。

次の項目に移ります。

認知症サポーターについてお聞きをしていきたいんですが、本市の認知症予防についてどのようにお考えか、3年度の予算額も併せてお示してください。

◎羽野 長寿支援課長 本市の現在の取組でございますが、認知症の早期発見、早期対応のための体制整備や認知症に関する普及啓発の促進、認知症御本人や御家族等への支援や居場所づくりを進めております。

そのうち認知症御本人や御家族等への支援や居場所づくりは、地域で認知症の方を支えるための理解者を増やす認知症サポーター及び認知症キッズサポーター養成講座を実施するほか、認知症カフェなどの交流の場の拡充を行っているところです。

認知症サポーターに関する令和3年度当初予算額は、委託料といたしまして83万6,000円、消耗品として3万9,000円の合計87万5,000円となっております。以上でございます。

◆西 委員 認知症サポーターの働きや効果についてどのように認識をされているか。また、子どもたちが認知症サポーターになっている事例も市内の多くであります。そうすると認知症予防に対する関心が高まって、地域の高齢者を見守っていくという意味で一定の効果があると考えますけど、いかがでしょうか。

◎羽野 長寿支援課長 認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくるサポーターであります。

堺市では平成23年度から認知症サポーターの子ども版であります認知症キッズサポーターの養成を市内の小・中学生を対象に実施しております。認知症の方やその家族を地域全体で支えていくためには、大人だけではなく子どもたちも発達段階に応じて認知症や福祉について学ぶことが重要と考えております。以上でございます。

◆西 委員 実は、とはいいいながら、オレンジリングというのを皆さんに認知症サポーターになった人に渡しているということで、国の事業としてやってきたわけですけれども、国はこの認知症サポーターの養成者数が目標値である1割に達したということで、オレンジリングを廃止をされました。しかし、堺市としてはまだ目標値の1割達していないんじゃないですか。

◎羽野 長寿支援課長 オレンジリングは認知症サポーターの普及啓発を促進するための有益なツールとしまして、従来から認知症サポーター養成講座修了者に対しまして無償で配布しておりましたが、令和2年11月18日付の厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課通知などにおきまして、令和3年度以降は無償配布を中止とし、各自治体で作

成する認知症サポーターカードを配布することとされております。

この認知症サポーターカードですけれども、認知症サポーター養成講座修了者のあかしとしまして、認知症サポーターが地域の一員として、より身近に感じられる効果が期待できることを目的に配布しております。以上でございます。

◆西 委員 堺市は1割に達してないんじゃないんですか。

◎羽野 長寿支援課長 堺市の今のところの認知症サポーターの総数は令和2年度で7万7,623人というふうになっておりまして、人口比の10%をサポーターとすることになっておりますので、まだ達成はされておられません。以上でございます。

◆西 委員 国は達成したけれども、堺市は達成してないということです。

実は平岡小学校区で、西区の平岡小学校区ですが、民生委員児童委員さんが地域の小学生に対して認知症キッズサポーターの養成を積極的に行っておられます。その結果、子どもたちの認知症への理解が進み、子どもたちを通じて地域全体に認知症への関心が広がっているというふうに、それぞれ地域の皆さんからもお聞きをしています。

この取組の中で重要なツールとなっているのは、子どもたちにとって非常にオレンジリングというのは意義があって、非常にこういうオレンジリングを持てるよとランドセルにつけたりということも含めてあったりというふうにお聞きをしています。非常に意義をこのオレンジリングは持っていたということだと思いますが、このことをどう評価されますか。

◎羽野 長寿支援課長 平岡校区では、民生委員児童委員さんであるとか、主任児童委員さんが中心になって地域全体で認知症キッズサポーターの養成に力を入れていただいております。今年度も既に行ったと聞いております。

この取組は地域における高齢者を見守ることにつながっておりまして、非常に重要な取組をしていただいていると考えております。そんなことを踏まえまして、これまで認知症キッズサポーター養成講座の修了者に無償で配布していたオレンジリングは、これは修了者のあかしとして地域において役割を果たしてきたと考えております。以上でございます。

◆西 委員 つまり、オレンジリングは本当に重要な役割を果たしてきているということだと思いますし、私もそのように聞いています。当局の皆さんもそのように理解しているということで、よかったなというふうに思うわけではありますが、やっぱり修了証じゃなくて、分かりやすい、勉強したよと、修了したよというふうに分かる記号というのが大事なのだと思いますが、やっぱり1割に行っていないということですし、少なくとも1割に行くまでは、そして認知症サポーターというのは自治体として大事なことというふうにお聞きをしてま

すから、子どもたちにこうやって広げていくということのためには、やっぱり市の事業としてしっかりやっていくべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

◎羽野 長寿支援課長 委員お示しのように、まだ本市としましては1割を達成しておりません。

といいましても、サポーターカードというのを本年3月に策定したところでありますので、オレンジリングの今後の取扱いにつきましては、その効果であるとか、認知症サポーターの方々の反応、そして他市の動向を注視しつつ検討していきたいと思っております。以上でございます。

◆西 委員 効果はオレンジリングだからこそあるという声は地域からいただいていますし、皆さんも御存じのことだと思います。予算のことがありますから、すぐは答えられないのよく分かってますけれども、ぜひこの効果を冷静に見極めていただいて、認知症サポーターの取組を広げていく、そういうためにオレンジリング活用していただきたいと思えますし、SDGsですから、経済、社会、環境の中でいろんな方に御協力いただくことも含めて積極的に御検討をお願いしたいなと思えます。

次の項目に移ります。

保育施設等の利用申込みについてなんですが、前回の健康福祉委員会で保育所の申込み、私も去年もしましたけれども、こども園の申込みがこの時代においてなぜあんなに手書きなのかなというふうに思ったわけであります。そういうふうに意見を先日もしましたが、先日当局より、今年度10月からの新年度入所申込みからオンライン申請を導入するとの報告がありましたけれども、経緯と内容御説明ください。

◎長尾 幼保推進課長 これまで保育施設等の申込みにつきましては、区役所の窓口で保護者等に対して丁寧に説明することを重点において対応してまいりました。

しかしながら、一方で小さな子どもを抱える保護者にとっては、申込みに際して区役所へ行くことが大変であるとの意見もありました。

そのような状況を踏まえまして、保護者の利便性の向上やあるいは現状のコロナ禍において、できるだけ窓口に来る件数を減らすためにも、当初の予定を1年前倒しし、今年度10月から受付を開始する令和4年度の新規入所申込みから、従来の窓口申請に加えてオンライン申請、郵送申請の受付を実施することといたしました。以上です。

◆西 委員 議論の経過を踏まえてオンライン申請へ移行しつつあるということは積極的に評価をしたいというふうに思っていますが、今年度、オンライン申請、郵送申請、窓口申請という3通りの申請受付をやって、ちょっと現場の皆さんも大変だろうなと思うわけですが、オンライン申請第一歩でありまして、その次どうしていくかということが問

われているということだと思いますが、今年度はバックヤードの事務処理はどのように行うのか、お示してください。

◎長尾 幼保推進課長 現状のコロナ禍における対応といたしまして、今年度はまずは利用者がオンライン申請をすることができる環境づくりを優先いたしました。バックヤードの事務処理につきましては、今年度につきましては、基本的には従来と同じ申請書の内容をデータ入力し、事務処理することを予定しております。以上です。

◆西 委員 肝はオンライン化ではなくて、もちろん今年は今この段階なのは理解してはいますが、肝はオンライン化ではなくて、やっぱり入力をして、市民の皆さんが書かれたものを職員さんが入力をする、そしてそれが合ってるかどうかを必死で確認をする、その手間が非常に大きなことが課題なんだと思っておりますが、そういった意味では、やっぱり申請方法のオンライン化だけではなくて、バックヤードの事務負担をどのように削減をしていくか、さっき申し上げたような必死で確認をする手間、間違ったら大変ですから、これを確認をしていくという手間をどのように軽減できるかだと思いますが、いかがでしょうか。

◎長尾 幼保推進課長 委員御指摘の点につきまして、ICTの活用を通じて業務の効率化を図り、さらなる市民サービスの向上を図っていくことが重要であるというふうに考えております。

今後につきましては、バックヤードの事務についても業務の効率化や事務負担の軽減につながるようなICT技術の研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

◆西 委員 ありがとうございます。どう軽減できるかだと思います。今民間では何度かこの議会や本会議で申し上げますが、やっぱり銀行等に行きますと、タッチパネルを利用者さんが基本は入力する、当然デジタルディバイドの問題がありますから、アシストしていただくこともありますけれども、基本的には利用者さんが入力する。そして確認をしてオーケーは利用者さんがする、お客様がする、そのことによって確認の責任はお客様のほうに出ますし、当然入力された方ですから、間違いの確認もしやすいことが当然予想することができます。これがデジタル化の一番の肝なんだと民間企業の皆さんは取り組んでおられるということだと思いますが、そうすると、やっぱりタブレット等を活用して申請内容を申請者自身に入力を確認をしていただく。問題ないか、もちろん当局の皆さんはサポートすることとはやっていただいたほうがいいと思いますが、確認ボタンを押す作業を誰がするのかという意味では、市当局ではなくて利用者さんがしていく。そういうことによってデジタル化が進み、まさにICTの導入による効率化につながっていくというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎長尾 幼保推進課長 今般オンライン申請を導入することによって、申請者の方はスマートフォンを用いて申請することが可能となります。

例えば窓口で職員が相談対応しながら、申請者には自身のスマートフォンを利用して申請をしていただくというような方法も考えられます。また、デジタルに不慣れな方には、職員が入力をサポートし、申請者にその内容を確認してもらうという方法も考えられます。

いずれにいたしましても、一足飛びにはなかなか進まないと思いますが、様々な手法を研究しながら、窓口におけるICT化についても進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

◆西 委員 大事だと思います。サポートは必ず横からしていただく必要があります。繰り返しますけれども、オーケーボタン、決裁ボタンを誰が押すかということの観点でぜひ議論していただきたいなというふうに思います。

今般の保育所施設等入所申込みのオンライン化は最初の第一歩としては評価をしていますが、やっぱりさらなるICT化のためには、保育関係のその他の書類もオンライン化をぜひしていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

◎長尾 幼保推進課長 今後についても申請や届出などの事務手続にICTを活用することで、保護者等の利便性や満足度の向上が期待できるものがないか、積極的に研究していきたいというふうに考えております。

また、ICT化に合わせて事務処理の方法を見直すなど、職員の事務負担軽減にもつながるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

◆西 委員 ぜひ積極的にICTの活用を進めていただきたいと思いますが、あわせてやっぱり職員の皆さんの事務処理負担をどう下げるかということが大事だと思います。それが人件費の削減とか職員数の定数削減ということに直結するという意味ではなくて、やっぱりその時間を市民の皆さんへのいろんな対応の時間に充てていただく、いろんな提案も含めて丁寧にできるようにしていくための1つのツール、きっかけだと思いますので、ぜひそういう観点でも見直しをお願いしたいと思います。

次の項目に移ります。

信貴委員も取り上げていただいていたと思いますが、東吉野ふるさと村についてであります。

財政危機脱却プランに東吉野キャンプ場事業等運営負担金の見直しが掲げられていますが、負担金の目的と内容について改めてお示しください。

◎清水 子ども育成課長 お示しの負担金は、本市と東吉野村が友好都市の関係にあることに鑑み、東吉野村が設置した本市との交流拠点でありますふるさと村の堺市民の利用

を促進することによりまして、自然豊かな環境での野外活動体験を通じた青少年の健全育成を図ることを目的としております。

負担金の内容としましては、ふるさと村におきまして、夏の期間にテントを設置し、堺市民が優先して利用できる堺市東吉野キャンプ場の管理運営を東吉野村に実施していただいております。同キャンプ場とふるさと村の管理運営費として支出してきたものでございます。

なお、コロナ禍によりキャンプ場を休止し、ふるさと村は他府県の緊急事態宣言期間中は奈良県民に限っての利用としていることを踏まえ、負担金は650万円であったものを令和3年度は200万円としております。以上でございます。

◆西 委員 自然豊かな環境での野外活動体験を通じた青少年の健全育成を図る、この目的達成できたんですか。また、負担金を見直す理由についてお示してください。

◎清水 子ども育成課長 堺市東吉野キャンプ場は開設しました昭和59年当時、全国的にも十分に野外活動ができる場所が少ない中、野外活動拠点として事業を開始し、堺市の青少年の健全育成に貢献してきたものと認識しております。

負担金の見直しにつきましては、令和2年度に実施しました令和元年度の事務事業点検における活動実績を踏まえ、当該負担金の在り方について局内で見直しを進める中、今般本市の財政危機への対応方針でありますイベント、補助金、その他市独自施策の見直しが示されたこともあり、議論を加速させたものでございます。

キャンプ場を含むふるさと村での堺市民の宿泊者数は近年はおおむね横ばいで推移しておりますが、その6割がリピーターであると東吉野村から聞いておりまして、結果として負担金の効果が固定化され、限定的となってしまっていると考えております。

また、昨今は設備が充実しました学び・遊びの選択肢の多い多種多様な施設が民間でも運営されており、市民の皆さんの野外活動に対する意識やニーズが変容していると考えております。

こうした実情を踏まえますと、本市が公費を支出して当該キャンプ場事業を継続する必要性は希薄になったと考えており、今般見直しを行うものでございます。以上でございます。

◆西 委員 達成できたのかと聞いてます。

◎清水 子ども育成課長 昭和59年からこの事業を開始しておりまして、一定貢献してきたものと考えております。以上でございます。

◆西 委員 貢献してきたのではなくて、達成できましたかを、完了しましたかと聞いてます。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 青少年の健全育成ということでございますが、この部分についての達成ということというのは、これから先も引き続き健全育成には資するものを何かの事業展開というのはいかなければいけないと思っておりますので、この目的というものをこの施設において達成したかどうかということでございますが、そういったちょっと指標としてののかり方というのは、ちょっと非常に困難かなと思っております。

◆西 委員 そう最初からお答えいただいたらいいんですね。達成できたんですかと聞いてるんです。

さっき部長がおっしゃったのは、青少年の健全育成を図るというふうにおっしゃったんですけど、それは目的じゃないでしょう。言葉足らずでしょう。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 この負担金につきましては、私ども堺市と東吉野村との合意に基づきまして支出しております。私どもとしましては、青少年の健全育成を図るということを目的としております。東吉野村さんのほうにつきましては、ふるさと村の活性化というところに資するというので合意書をまいて支出しておる負担金でございます。以上でございます。

◆西 委員 さっき課長はどう答えたんですか、課長。

◎清水 子ども育成課長 青少年の健全育成に一定貢献してきたものと認識しております。以上でございます。

◆西 委員 議事録確認しましょうか。さっきそう答えてないです。言葉足らずでしょうと言ってるんです。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 委員の御指摘のところというのは負担金の目的というところかと認識しておりますが、この負担金の目的ということでございますが、堺市としましては青少年の健全育成を図るところが目的であろうかと認識しております。

ただ、合意書につきましては、当然堺市の利益というものだけではなくして、東吉野村の利益という部分も書かれております。以上でございます。

◆西 委員 時間を使われるの嫌なんですけど、皆さんそう答えてないんですよ。青少年健全育成だと、私、青少年指導員でもありますが、青少年健全育成というと、もっと広い話になるんじゃないでしょうか。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 委員おっしゃるとおりだと思います。青少年の健全育成というのは非常に幅広うございますので、東吉野村のこの部分だけを捉えてということではないかと認識しております。

◆西 委員 課長、さっきの答弁、自然豊かな環境から答えたんじゃないんですか。

◎清水 子ども育成課長 先ほど委員お示しのとおり、自然豊かな環境での野外活動体験を通した青少年の健全育成を図ることを目的としていると御答弁させていただきました。以上でございます。

◆西 委員 じゃあ違うじゃないですか。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 申し訳ございません。ちょっと質問の趣旨を十分に捉えてないのかもしれませんが、この東吉野村におきまして、こういった自然環境の中での青少年の健全育成を図るという部分で貢献しておるということでは認識しておりますが、漠々と青少年の健全育成ということだけを捉えますと、ここだけではないということになるかと思っております。

◆西 委員 目的をしっかり議論しなきゃいけないということの中で、青少年の健全育成だからほかでやりますとか、達成しましたという議論はおかしいじゃないですか。自然豊かな環境での野外活動体験を通した青少年の健全育成を図ることができたか否かと答えるのに論点変えてどうするんですか。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 この自然豊かな環境での野外育成の活動ということでございますが、自然豊かな環境というのは当然東吉野村には非常に価値のあるものではございますが、東吉野村に限ったことではないかと認識しております。

ですので、先ほど課長が答弁しましたとおり、設備が充実した学び・遊びの選択肢が非常に多く今設備ですね、設置されておりますので、そちらのほうで対応いただけるというところで認識してございます。

◆西 委員 目的は何ですかと聞いたときに違う答えをされたでしょうと聞いてるんですけど。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 申し訳ございません。目的というところで青少年の健全育成を図るという大きな形で私捉えまして答弁させていただきました。

ただ、課長が申しあげましたように、自然豊かな環境でのというところで東吉野村につい

ては一定評価しておるといところでございます。

◆西 委員 しっかりとその目的に基づいて議論したいんですよ。それを言い出したら、堺市がよくなることを満たしてありますか、満たしてないですかみたいな話になりかねないですよ。ここところはちゃんと議論していただきたいと思いますが、堺市として何か努力しているというお話あったんですけど、先ほど信貴委員の答弁の中でもありましたが、そもそも昨年度、堺市スポーツ少年団登録説明会によって施設のPRやっても、それは今年効果はかれないですよ。

◎清水 子ども育成課長 コロナ禍の終息が見えない中、できる限りのことはしようと思ひまして、そのような登録説明会においてのPRを行いました。以上でございます。

◆西 委員 そもそもPRどうしてきたんですか。

◎清水 子ども育成課長 これまで広報さかいとかあるいは民間のフリーペーパーへの掲載、また市内公共施設へのチラシ配架、SNSや子育てアプリの活用、また市内小学校やスポーツ団体あるいは市内の青少年の家と青少年センター、これを利用されます青少年団体への周知などに取り組んできました。以上でございます。

◆西 委員 私に子ども会や校長会にPRしなきゃいけないと言われて行ったんじゃないんですか。

◎清水 子ども育成課長 委員からそのような御意見を伺ひまして、過去校長会などを通して説明をさせていただいたというふうに認識しております。以上でございます。

◆西 委員 それが信貴委員のおっしゃってた小学校の活動への展開ということなんです、それ何年やったんですか。

◎清水 子ども育成課長 平成30年頃から実施しているというふうに認識しております。以上でございます。

◆西 委員 毎年やりました。

◎清水 子ども育成課長 最初の年は校長会を通して、その翌年からは学校に直接説明のパンフレットなどをお送りさせていただいております。以上でございます。

◆西 委員 日高はちゃんと説明してるのに、東吉野はパンフレット送っただけですか。

○加藤 副委員長 どなたが答弁されますか。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 そうです。小学校にパンフレットのほうを送らせていただいたというところにとどまっております。以上でございます。

◆西 委員 信貴委員は優しいからPR頑張ってくれてると言っていましたけれども、全然できてないと思いますよね。

雨天時の活動メニューが小学校の臨海学校や林間学校の活動のためには課題。これ2017年、私、東吉野村の村長のところへ行って、平岡小学校の利用に当たっての課題で議論をしました。その内容については当然、原課に対して報告をしますけれども、その後どのような努力をしましたか。

◎清水 子ども育成課長 その後、東吉野村との協議を重ねてきて現在も行っております。以上でございます。

◆西 委員 どんなふうに議論しましたか。私、村長と議論した内容も課には共有しますよ。

◎清水 子ども育成課長 学校のニーズなど堺市のニーズを村にお伝えいたしまして、どういったメニューを組んでいけるかとかいうことで現在も協議進めております。以上でございます。

◆西 委員 幾つか小学校にも私直接ヒアリングしていますが、皆さんがそのことの議論をした節が見えないんですよね。私が各学校の課題について聞きながら、村長にこういうことどうしたらいいですか、こういうこと来るために必要ですけどという議論をしたことの御報告を皆さんにしましたが、それ以上の皆さんから、こんな案を出した、あんな案を出したということ聞いたことないんですけれども、各小学校に対してこういうふうにやったらどうですかという提案をされたこと、具体的にお示してください。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 すみません。先ほども申し上げましたが、市内の小学校につきましても、私どものほうからPRのほうということでチラシのほうを配架しておるという状況でございます。

東吉野村さんとは、学校の課題というところにつきましても、逐一私どもの担当者のほうから向こうの事務担当者との協議を重ねております。

例えば今言ったカリキュラムがどういったものができるかとか、御承知だとは思いますが、向こうにはピザ窯とかもございしますが、そういったものが活用できないかとか、ちょっとそういったところで東吉野村さんとは協議のほうは重ねております。以上でございます。

◆西 委員 配架をしてるだけで、どうやって課題が分かるんですか。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 配架は確かに配架してるだけと言われればそうなんですけど、PRとしてはそうなんですけれども、課題を抽出ということでございますれば、私どもの子ども青少年育成課の担当者のほうから各小学校のほうに、どういったところを変えれば改善できるのかというようなところは、全てではないですけれども、課題の抽出はしております。以上でございます。

◆西 委員 具体的にどんなふうに課題を抽出したかを御説明してほしいんですが。

◎清水 子ども育成課長 学校からお聞きしておりますのは、例えば医療体制ですね、お子さんがけがをしたときどうするかと、具体的に言えば大きな病院が近くにあるかとか、あと先ほども答弁させていただきましたが、アクティビティーですね、特に雨天時のアクティビティーがどうかと、そのようなことを課題としてお聞きしております。以上でございます。

◆西 委員 議論が切りがないんですが、具体的な提案が私がほとんど聞いたときのまま何も変わってないし、解決に向けても何ら解決策は、いろいろしてくださってるのかもしれませんが、示されたことがないんですよ。

ふるさと村の入り口の施設をどうやって雨天時に使うとか、いろんな議論しようはあると思うんですけれども、それは確かに向こうの村の指定管理者の課題もあるかもしれませんが、だからこそこそこに費用も使いながら、10万円使って100万円の利用が生み出せればいいわけですから、そういう議論をちゃんとしていくべきなんだと思いますが。

ところで、この負担金の見直し、財政危機脱却プランの中で議論されてますが、このそれぞれの5項目に基づいて見直しがされたということでもいいですか。

◎清水 子ども育成課長 これは見直しの方針として示されておりますので、これらに基づいて検証しております。以上でございます。

◆西 委員 3項目めは関係ないですよ。

◎清水 子ども育成課長 特にこの事業に関しましては、1項目めと2項目め、そして一

番下の5項目めが該当するというふうに考えております。以上でございます。

◆西 委員 では聞きます。1項目め、これ読んでいただいて、これにどう関わるかご説明ください。

◎清水 子ども育成課長 まず1項目でございますが、社会情勢に照らし必要性や公益性が低下していないか、目的達成に最善の手法であるか、持続可能性を確保できるか、経費に見合う効果を上げているかなどを検証し、ゼロベースで見直しを行うというふうにされております。

これらにつきましては、まず社会情勢に照らし必要性や公益性が低下していないかという部分につきましては、堺市東吉野キャンプ場は昭和59年当時、全国的にも十分に野外活動ができる場所が少ないというそういった社会情勢を踏まえまして、堺市の青少年の健全育成のために野外活動拠点として事業を開始いたしました。昨今、野外活動施設は設備が充実した学び・遊びの選択肢の多い多種多様な施設が民間でも運営されておりまして、市民の皆さんの野外活動に対する意識やニーズが変容しております。

また、令和元年度の利用者は大人、子ども合わせまして1,000人程度でありまして、そのうち6割がリピーターという状況から、利用者に偏りがあると認識しており、公益性、公平性の観点から見直しが必要と判断しております。

今の社会情勢を踏まえますと、本市が公費を支出して当該キャンプ場事業を継続する必要性は希薄になったと考えております。

さらに費用対効果の観点では、負担金は近年の利用者数に照らしますと、堺市民の宿泊者1人につきまして、およそ6,000円程度を公費で負担していることとなります。特定の市民への公費投入となっている現状を踏まえますと、当該負担金の費用対効果は薄くなっていると考えております。以上でございます。

◆西 委員 まず聞きますね。社会情勢の変化と言ってるんですけど、ついこの間の令和2年度のところの皆さん本市財政運営が厳しくなることが想定される中、当該事業を廃止できないかのところに何と具体的な意見を書いたんですか。廃止できないと書いてありますけど。

◎清水 子ども育成課長 令和2年度の事務事業総点検の際には、負担金の在り方について局内で見直しを進めていた段階でございまして、東吉野村とも十分な協議ができていなかったことから、事業の廃止やまたコスト縮減の可能性について言及せず、令和3年度に向けて検討を行っていくことといたしました。以上でございます。

◆西 委員 何て書いたんですかと聞いてます。

○加藤 副委員長 どなたが御答弁されますか。

◎清水 子ども育成課長 例えばコストの縮減でございますが、縮減できないとしまして、その理由でございますけど、新型コロナウイルス感染症の感染予防に配慮しつつ、また次年度についてはこれから検討していくというふうに記載しております。以上でございます。

◆西 委員 ごめんなさい。先ほど聞いたつもりなんですけど、本市財政運営が厳しくなることが想定される中、当該事業を廃止できないかということの廃止した場合に市民生活等に及ぼす具体的な影響は何て書いたんですか。

◎清水 子ども育成課長 廃止できないということで記載いたしまして、その場合の廃止した場合の市民生活等に及ぼす具体的な影響としましては、例年多くの市民団体が利用しております。青少年の自然活動の場の確保及び提供している。またキャンプ場設置の経緯や友好都市の関係性から廃止は困難であると記載しております。以上でございます。

◆西 委員 先ほど来リピーター、リピーターとおっしゃってます。リピーターがいるから具体的に廃止、市民に影響多い、そして関係性から廃止は困難で、そこからそんなに社会情勢は変化したんでしょうか。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 こちらのほうの事務事業総点検シートでございますが、今お示しいただいているところというのは令和2年度の事務事業総点検シートの(3)であろうかと思えます。その前のシートとしまして、事務事業総点検シートの(2)というのがございますが、そちらのほうで活動実績というのを記載しておりますが、例年から非常に活動状況としては芳しくないというようなことでお示しさせていただいております。

 ここ近年で急激に事業が悪化していったということではなくして、かねてからこの事業につきましては課題があったということで認識はしてございます。以上でございます。

◆西 委員 社会情勢の変化じゃないですよ、そうすると。かねてからですよ。
 あわせて、目的達成に最善の手法であるか、検討されましたか。

◎清水 子ども育成課長 昨今、何度も繰り返しになりますけど、野外活動施設につきましては、様々な形態の施設が民間でも運営されておまして、青少年の健全育成を図るための手法は多種多様となっております。

 一方、キャンプ場を含めますとふるさと村での堺市民の宿泊者数は近年横ばいということ

で先ほどから御答弁させていただいています。ただし、その6割がリピーターであると東吉野村からお聞きしておりまして、結果として負担金の効果が固定化され、限定的となってしまうと考えております。

これらのことからしまして、本市が当該キャンプ場事業に公費を支出する現在の手法が最適とは言えないというふうに考えております。以上でございます。

◆西 委員 目的達成に最善の手法であるかを聞いています。最善の手法じゃないなら、最善の手法はほかにあるということですよ。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 こちらのほうの負担金というのが出していくということが、この目的達成について最善の手法かということでございますが、そちらにつきましては、必ずしもこれが最善とは考えてございません。

ただ何が最善かということでございますが、こちらのほうの負担金を支出をやめたからといって、ほかの施設等々がたくさんございますので、そちらのほうで見合いの部分の効果というのを上げることができるかと認識してございます。

◆西 委員 そんなこと聞いてないんですよ。最善の手法じゃないんだったら、ほかに最善の手法は何ですか。皆さんが見直す理由に挙げたんだから、あるでしょうと聞いてます。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 最善ということでございますが、何をもって最善かと非常に難しいところはございますが、こちらのほうがないからといって、例えば別の手だてを取る必要があるかどうかというところでいいますと、そこまでの状況にはなく、ほかの施設も使っただけ。

また、こちらのほうの今後どうなるかというところは東吉野村さんとの協議の必要もございまして、この負担金を見直したからといって、この施設がなくなるということではないかと認識してございます。以上でございます。

◆西 委員 聞いてないことを答えないでほしいんですが、最善の手法かどうかは答えれないと。じゃあ持続可能性を確保できるか、経費に見合う効果はどのように検証したんですか。

◎清水 子ども育成課長 まず、持続可能性という観点でございますけど、東吉野村とは、ふるさと村の運営の継続を前提として今後の本市の関わり方について協議しておりまして、負担金の見直しに伴いまして、たちまち青少年の健全育成が図れなくなるものではないと考えております。

また、経費に見合う効果を上げているかにつきましては、例えば令和元年度の利用者は大人、子ども合わせて1,000人程度でございまして、近年おおむね横ばいで推移しているものの、その6割がリピーターであるということでございます。

負担金はこの近年の利用者数に照らしますと、堺市民の宿泊者1人につき6,000円程度を公費で負担していることとなります。特定の市民への公費投入となっている現状を踏まえ、この負担金の費用対効果は薄くなっていると考えております。以上でございます。

◆西 委員 たちまちなくなるわけではありませんというのが持続可能性を確保できるということでいいですか。

◎清水 子ども育成課長 ふるさと村は東吉野村が運営する施設でございます。東吉野村からこれがすぐさまなくなるというお話は聞いておりませんので、今現在もあることを前提として、これからどういうふうに関わっていくかということでお話しさせていただいておりますので、持続可能性があるものというふうに考えております。以上でございます。

◆西 委員 あることが確保されているってどういう意味ですか。

◎清水 子ども育成課長 東吉野村におきまして、ふるさと村の運営を継続されるということでございます。以上でございます。

◆西 委員 担保されているということでもいいですか。

◎清水 子ども育成課長 東吉野村からは、直ちに廃止あるいは近々廃止するというようなお話は一切お聞きしておりません。以上でございます。

◆西 委員 担保されてないんじゃないですか。持続可能って直ちにとは言葉、同じ意味ではないですよ。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 この直ちにとか、たちまちというところが非常にアウトにはなってしまうんですけども、今後将来にわたって継続的にずっと保障されるかという、それは非常に難しいところはあるかと思えます。

ただ、東吉野村さんと今現在話してる中において、こちらのほうの施設を廃止するとかそういうところは聞いておりませんので、御理解いただけたらと思えます。

◆西 委員 経費に見合う効果って、それは皆さんがPRちゃんと頑張っていれば経費

に見合う効果どんどん上がってくると思うんですね、先ほど信貴委員の質疑にもありましたけれども。あくまでもゼロベースなんで、このやり方でいいかどうかをまず考えるべきなんだと思いますが、よく分からないので2項目めに移りますけど、サービス水準について国基準や他都市水準と比較して適切であるか、点検されましたか。

◎清水 子ども育成課長 全ての政令市が青少年の野外活動施設を有しているというの
はお聞きしております。

サービス水準につきましては、同種同規模の施設を保有するかどうかで判断するのではなく、青少年の健全育成が達成できるかどうかで判断するものと考えております。

大阪府内とかあるいは近隣の府県には多様な施設が多く存在しておりまして、青少年の健全育成に資する場が確保されていることから、本市が施設を保有したりあるいは公費を支出せずとも、他都市と比較して著しくサービスが低下するとは考えておりません。以上でございます。

◆西 委員 全政令指定都市にあるのは私に言われるまで御存じじゃなかったんじゃないですか。全政令指定都市にこのような施設があるということによろしいですか。

◎清水 子ども育成課長 詳細には把握しておりませんが、全てにあるというふうにはお聞きしております。以上でございます。

◆西 委員 サービスで担保する。じゃあどうやって担保するか、今決まってるんですか。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 サービスということですが、まず東吉野村自身が今たちまちこの施設がなくなるというわけではございません。

それから、こちらのほうの施設を利用せずとも、堺市を取り巻く状況等々を鑑みますと、これをやめたからといってたちまち何もできないようになるとか、そういうことではないかと認識してございます。

◆西 委員 行政目的として最初に当初議論になった目的を満たせますかというふうに聞いています。それは満たせるんでしょうか。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 先ほどの目的とかぶるところはございますが、青少年の健全育成という部分について申し上げますと、こちらのほうの負担金をなくしたからといって、それがなくなるというわけではないかと認識してございます。

◆西 委員 ここに書いてる見直しは行政のサービス水準についてですよ。行政のサー

ビス水準が他都市に比べて適切かどうか点検をしてくださいというふうに書いてあります。書いたのは堺市です。それが適切かどうかということを知っていますが、いかがですか。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 サービスの水準ということでございますが、この水準が低下するという状況にはないと考えてございますので、施設を有する有しないというのは、ちょっと別の形の観点かと認識してございます。

◆西 委員 そのように思えないんですね。サービス水準について行政が保有してる施設をなくしたら、それはサービスは低下する、そう考える。もしくは補助金で東吉野村はもってますけど、実質的にその補助金、そこにかかっている費用のかなり大きな割合を抜いてしまう、それで行政のサービス水準が適切かというのは甚だ疑問なわけでありまして。

では最後の5項目め、見直しが市民生活に及ぼす影響が大きい場合は代替事業や激変緩和措置を検討する。どう検討されたんですか。

◎清水 子ども育成課長 東吉野村とは、ふるさと村の運営の継続を前提として、どういった関わり方をしていくかと、本市として関わっていくかということを知っています。

もちろん友好都市でございます。友好都市としまして、ふるさと村は双方の住民の交流拠点でございますから、引き続き堺市民の利用を促す取組を検討していきたいと考えております。以上でございます。

◆西 委員 代替事業や激変緩和措置は何ですかと聞いてます。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 代替事業ということでございますが、先ほどからも申し上げておりますように、東吉野村自身のその施設自身がなくなるというものではございませんので、たちまちそれがあつた状況の中で代替事業ということではないのかなと認識してございます。

◆西 委員 では、代替事業はないということですか。

◎櫻田 子ども青少年育成部長 これに代わる何か別の事業を展開するかというと、そういったものではございません。

ただ、この東吉野村につきまして、もっとさらに活性化できるような形というのは取っていきたくないと認識してございます。

◆西 委員 ごめんなさい。東吉野村の友好都市のことはそもそも問題ですが、皆さんが書いてる事業目的は、自然の中での野外活動を通しての健全育成なんですよ。東吉野村と友

好都市の話を入れると今の議論はおかしくなります。この代替事業はできるんですかと聞いてます。ないんですか。ないですよ。

◎櫻田 子ども青少年育成部長　こちらのほうの負担金を廃止したからといって、何か別の事業を展開することはございません。以上でございます。

◆西 委員　局長、もう時間がないんであれなんですけども、ほとんど苦しくないですか、今のお話聞いてて。そんな苦しいと思われないですか、やっぱり。

なかなかこの基準に基づいて私は事業が見直しされたということであれば、それぞれしっかりとそれぞれの項目に対応して説明がちゃんとできないといけないと思うわけですが、当然事務事業を一つ一つなくすことは必要なときもあります。ただし、それは理屈が通ってないとおかしいと思います。なかなか苦しい答弁に終始していると局長思われないですか。

◎森 子ども青少年局長　これまで東吉野ふるさと村につきまして、いろいろる御議論をいただいているところでございます。

今回の財政危機脱却プランの中で掲げてる見直しの視点について御議論もいただいているところですが、代替事業につきましては、本事業については当然市民の利用を前提として東吉野村のほうに負担金という形で財政支援をしているそういう事業でございます。この負担金を他の施設、そういったところに振り向けるかというような代替事業というのは今のところは考えておりませんので、答弁は私は局の方針としてもそのとおりだというふうに認識はしております。

ただ、ちょっと説明不足になってる点がある部分につきましては、きっちりと村のほうにもあるいは利用者のほうにも説明ができるようには今後努めていくというように思っております。以上でございます。

◆西 委員　時間がないので、次の委員会でも聞かせていただきますけれども、それぞれ明確な説明を全然されてないと思います。やっぱり見直しをするということは、すっきり理解をして、理屈上はしっかり通って見直しをしていくということが大事だと思いますけれども、何かやめることありきで議論をされてるんじゃないか、後からこの理屈に無理やり合わせに行ってるんじゃないかという疑念を拭い切れないというのが正直なところであります。

なくすことありきで議論するんじゃなくて、やっぱり市民理解をしっかりと取っていく、そのために皆さんが頑張っていく、そういうことが大事だと思いますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げまして、私の質問を終わります。